

## 2024年（第19年度）事業計画書（案）

2024年1月1日から 2024年12月31日まで

特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPAN

### 1 事業実施の方針

2022（令和4）年度の全国220か所の児童相談所での虐待相談対応件数は、219,170件（2023年9月速報値、厚生労働省）に達し、1990（平成2）年の統計開始以来、最多を記録した。少子高齢化、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域社会との関係の希薄化などが背景にあり、養育に困難を抱える孤立した家庭が増えていることがうかがえる。子どもや家族を取り巻く環境は厳しさを増していることから、2023（令和5）年から設置された「こども家庭庁」や「こども基本法」の施行による支援体制の強化が期待される。

一方で、虐待防止や在宅支援の切り札として注目されている「子どもの村福岡」や地域の里親による「子どもショートステイ」の取り組みは着実に成果を上げており、全国各地から行政視察等が増加していることから関心の高さがうかがえる。しかしながら、利用希望者が多く、相当数の受入れができない状況が続いているため、受入れ体制の拡充に向けた取組が重要な課題である。また、「ヤングケアラー相談支援窓口」については開設以来2年が経過し、関係機関等との連携や広報ならびに研修活動が奏功し、徐々に相談件数が増加しつつある。

以上の状況を踏まえ、「SOS子どもの村JAPAN」では、職員の育成による組織強化、資金開発、広報活動の堅実な進行を図りつつ、以下の基本方針に従って事業に取り組む。

- 1 「子どもの村福岡」では、「家庭養育と支援のモデル」として、子どもの声を傾聴することを第一に、子どもの最善の利益を目指したチーム養育の実践に努める。
- 2 「福岡市子ども家庭支援センターSOS子どもの村」では、地域で困難を抱える子どもと家族のための家族強化プログラムとして、相談事業の質の向上と支援プログラムの充実を目指す。
- 3 利用ニーズが高まる「子どもショートステイ」事業については、「子どもの村福岡」の職員確保や、里親のリクルート等を通じて受入れ体制の充実を図り、虐待防止と家族の分離予防のための実効性のある制度となることを目指す。
- 4 開設から3年目を迎える「ヤングケアラー支援事業」については、関係諸機関との連携をより緊密にし、当事者からの相談や生の声に接する機会を増やす。
- 5 見学者や対面イベントを活用し、全役職員が広報活動を実施する。また、オンラインメディアとソーシャルメディアを用いて広範囲にわたる情報発信を行い、法人の認知度と信頼性を向上させる。
- 6 職員同士の内部コミュニケーション活性化を図るとともに、役職員に「SOS子どもの村JAPAN」の理念を浸透させ、組織力と機動力を強化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及人数	事業費の金額(千円)
<p>第6条(1) 子どもの村の設立及び運営を通して、親の養育を受けられない子どもたちにSOS子どもの村の家庭的な環境のもとに専門的なケアを行う。</p>	<p><b>「子どもの村福岡」の事業</b> (1)親の養育を受けられない子どもたちの養育</p> <p>ア 育親家庭の状況 2024年4月からは地域の中学校に1名が新1年生として入学する。小学校では、新1年生の入学1名を含め、9名が小学校に通学する。幼稚園児1名を加えて総計11名が村での生活を営んでいる。新入学や新しい学年で、良いスタートを迎えることができるように教育関係者との連携を図っていく。なお、新規の子ども受入は予定していない。</p> <p>イ チーム養育の実践 3家庭、11名の子どもたちについて、各育親家庭における養育の安定化のために、従来通り2週間に1回の担当ファミリーアシスタントやファミリーソーシャルワーカーによるファミリー・チーム・ミーティング(FTM)を実施する。また、育親、心理士、ソーシャルワーカーでの自立支援会議を年間2回開催し、一人ひとりの養育を振り返り、具体的な養育方針を共有する。</p> <p>ウ ファミリーアシスタントのリクルート ファミリーアシスタントは、村での養育支援、ショートステイ受け入れのために重要な役割を担っているが、前年度はファミリーアシスタントの退職が5名あり、新規雇用が急務である。採用にあたっては、面談の他、応募者に実際の業務を体験してもらい適性評価を実施している。</p> <p>エ ファミリーアシスタント・センタースタッフの人材養成 「子どもの村福岡」職員等の研修受講経費助成制度を活用し、各職員が主体的に子どもの養育及び養育支援に関する知識や技術を学ぶ。 具体的な事例を通じて、子どもの養育に関するスキルの向上を図る。</p> <p>オ Child Protection Policy(子ども保護規定)遵守 Child Protection Policy(以下 CPP) に抵触するような事案の未然防止とともに、CPPの恐れがある事案発生時に、チームとしてオープンな対話ができる組織風土を作ることが重要である。また、透明性を確保しつつ担当理事と連携して、早期の子どもリスク解消と、当事者へのフォロー・支援を行っていく。</p> <p>カ 子どもの声を傾聴する養育 育親家庭の多くの子どもが学童期に入るとともに、思春期による発達特性も次第に明確になってきており、チーム養育の重要性が増している。子どもの声を傾聴し、チームで丁寧に対応することで子どもの権利に十分配慮した養育を実施す</p>	<p>通年</p>	<p>子どもの村福岡</p>	<p>のべ100人</p>	<p>親の養育を受けられない子どもたち及び子育てに支援を必要としている地域住民多数</p>	<p>86,457</p>

	<p>る。</p> <p>(2) 地域で困難を抱える子どもと家族への支援</p> <p>ア 一時保護・ショートステイの受入れ 保護者の疾病や育児疲れなどを事由とした子どもショートステイや一時保護については、利用ニーズが高く、村の受け入れ態勢が追い付いていない状況である。ファミリーアシスタントの十分な確保を行い、ショートステイ用の 2 棟を効果的に運用することで利用者を積極的に受入れていく。</p> <p>イ 家族のアセスメントと支援 ショートステイの利用者家族に対するアセスメントを丁寧に実施する。また、受入担当者によるアセスメントスキルを向上させるために必要な内部研修を実施する。</p> <p>ウ 行政(市・区)との連携 児童相談所や各区役所担当者に対し、ショートステイ時の村での子どもの様子や保護者の状況等の情報提供を行うなど、村と行政とが連携して、きめ細かな家庭支援を行う。</p> <p>(3) 育親家庭養育支援の充実</p> <p>ア チーム養育の実践 (再掲) 3 家庭、11 名の子どもたちについて、各育親家庭における養育の安定化のために、2 週間に 1 回の担当ファミリーアシスタントやファミリーソーシャルワーカーによるファミリー・チーム・ミーティング(FTM)を実施する。また、育親、心理士、ソーシャルワーカーでの自立支援会議を年間2回開催し、一人ひとりの養育を振り返り、具体的な養育方針を共有する。</p> <p>イ 子どもサポート部会の専門家との連携 毎月開催される「子どもサポート部会」においては、各育親家庭の詳細な状況や子どもの問題行動やそれに対する対応などについて報告を行い、部会メンバーの専門家からの適切な助言をもらうことで、子どもの養育や家庭支援の充実を図る。</p> <p>ウ 児童相談所との連携強化 子どもの実家族の状況等について児童相談所と密に情報共有するとともに、子どもの状況に応じ適切な医療的・教育的措置を要請していく。 特に、ライフストーリー・ワーク(子ども自身の生き立ちや家族との関係を整理し、前向きに生きていけるよう支援する取組み)は、育親や子どもの状況を踏まえて慎重に進める必要があり、ファミリーソーシャルワーカーが窓口となって児童相談所との連携を強化していく。</p> <p>エ 「地域の子」として、地域とともに育てる 育親 3 人を中心に、法人職員も地域行事の参加や地域清掃などを通して、今津</p>					
--	--	--	--	--	--	--

	<p>地域の方々と活動を共にしてきている。今後も町内会や校区の活動を継続することで、子どもの村への地域からの信頼を深める。また、村の施設を使っての地域行事や、地域の皆さんに参加してもらえるイベントについても、企画していきたい。</p> <p>子どもの村・今津連絡協議会を年に2回(2月・8月)開催する。地域を引っ張っている方々に、子どもの村への理解を深めてもらうことで、引き続き協力関係を維持していきたい。</p> <p>オ 実家族との再統合・社会的養護を離れる準備期間(リービングケア)・アフターケア  実家族との再統合については、家庭状況の好転がみられず相当の困難を伴う場合が多いものの、現在、再統合の協議が進んでいる事例がある。児童相談所と連携し、子どもの最善の利益を第一に考えながら、慎重に再統合を進めていく。再統合後も、区の子育て支援課と連携し、子どもの村のショートステイ等の利用を促すなどで支援を継続していく。</p> <p>(4)村の運営の充実・強化</p> <p>ア 村長を中心としたチームビルディング  村の運営においては、育親、ファミリーアシスタント、センタースタッフ、そして子どもたちを束ねる村長の役割は大きく、村内の日常的なコミュニケーションの活性化が極めて重要である。より強固な組織となるため①課題を「見える化」して、②しっかりと対話して、③未来像を語り、共有する。これらのことから各スタッフ間の信頼関係を強め、改善意欲とスモールステップでの達成感を積み上げていく。</p> <p>イ 子どもの村についての普及啓発・見学者への対応  当法人の事業に関する関心の高さとコロナ禍の縮小により、2023 年後半から民生・児童委員、他自体による行政視察、議員等見学者が増加した。子どもの村が、里親支援モデルとして、また、一時保護・ショートステイの小規模モデルとして認識されることで、社会的養護への関心を高め、子どもたちへの支援・活動のきっかけとしてもらうため、今後も積極的に見学者を受け入れていく。</p> <p>ウ ボランティアとの連携  清掃や草刈りなどを定期的に行ってくれるボランティア、およびその他の個人・企業によるボランティアについては、その気持ちに沿いながら、可能な範囲で積極的な受入れを行っていく。</p> <p>エ 村の環境保全  設備については定期的な保守点検・修繕を行い、耐用年数を想定しての新規取替を含めた施設・設備のアセットマネジメントを計画的に行う。</p>					
<p>第6条(2)  地域で支援を必要とする子ども</p>	<p><u>児童家庭支援センター「SOS子どもの村」の事業</u>  地域の子どもと家族や里親家庭に信頼される、身近な支援機関を目指し、法人内の各事業との連携を図りながら、包括的な子どもと家族への支援を実施する。また、</p>	<p>通年</p>	<p>福岡市内</p>	<p>約110人</p>	<p>子育てに支援を必要としている地域住民多数</p>	<p>26,093</p>

<p>もと家族に専門的なケア及び支援を行う。</p>	<p>2024年4月から各区に設置される「こども家庭センター」や児童相談所とのより一層の連携強化を図っていく。また、2024年4月から新たに始まる「地域子育て相談機関」の受託や、各区に設置される「子ども家庭センター」や児童相談所とのより一層の連携によって、在宅支援プログラムの強化を図っていく。</p> <p>(1) 平日夜間、土日祝日相談事業の充実</p> <p>子ども家庭支援センター内外の研修・指導環境を充実させ、相談技術の質の向上を図るとともに、子どもと家族へのアセスメントおよび、困難を抱えた子どもと家族のニーズに応じた多様な支援プログラムの充実を図る。</p> <p>ア 研修・指導体制の充実</p> <p>毎週1回のケアミーティング、各種ケース検討会議への参加を通じて経験を積むほか、昨年実施できなかったセルフチェックリストを活用した個別の目標設定を行うことで相談支援員の技術向上を図る。</p> <p>イ 各事業との連携支援の強化</p> <p>ヤングケアラー支援、里親ショートステイ、子どもの村のショートステイの各事業間で情報共有を徹底し、連携して行える事例の検討や、新たな親子支援メニューの協働検討等を行い事業間連携による支援の充実を図る。</p> <p>ウ 親と子のグループプログラムの開催</p> <p>同じ悩みを持つ複数の親子が一堂に会するグループプログラムの開催について検討する。</p> <p>(2) 里親支援事業</p> <p>家庭養育を担う里親家庭への支援の充実を図るとともに、「地域支援を担う里親」を育成し、支えていく手法を確立していく。</p> <p>ア 里親家庭への相談支援の充実</p> <p>当センターが、既存里親への支援機関として周知されるために、フォスタリングチェンジ・プログラムへの参加者やショートステイ里親との良好なパートナーシップを構築・維持する。</p> <p>イ フォスタリングチェンジ・プログラム(以下、FCP)</p> <p>以下のプログラム実施を通して里親養育を支えるとともに、プログラム終了後の関係維持を図り、プログラムで得られたスキルが日常で活かしていけるよう相談事業や里親専門研修会への参加に繋げながら継続的に支援していく。</p> <p>(ア) FCP および、アフターセッションの実施</p> <p>(イ) ファシリテーター・フォローアップミーティングおよび、ファシリテーター養成講座への参加</p> <p>ウ 里親・ファミリーホーム専門研修会の実施</p> <p>長期養育の里親、ショートステイ里親、各々に適した研修プログラムの開発を検討していく。「実践家に聴く!」「わたし研究」の両シリーズを充実させるとともに、長期養育里親とショートステイ里親の共通テーマや個別テーマについて整理を</p>					
----------------------------	--	--	--	--	--	--

	<p>すすめていく。</p> <p>エ その他の支援(リービングケア、アフターケア、ユースプログラム等) 他団体「IFCA」や「ゆぷろ」の活動と連携しながら、社会的養護を離れた子ども・若者への支援や、家庭復帰した子どもとその家族への支援について検討をすすめていく。</p> <p>(3)里親ショートステイ事業(里親による子育て短期支援事業) 今後の事業展開について福岡市と協議しながら検討していく。 3 助成・連携事業にて詳述</p> <p>(4)子ども家庭支援の人材養成 法人内における専門職人材の研修システム構築を図る。 ア セルフチェックシステムの構築 イ ダイアログ研修の開催 ウ 視察研修の実施 エ 研修会および対外活動でのプレゼンスキルの向上</p>					
<p>6条(3) 子どもと家族支援のプログラム開発を行う。</p>	<p><b>助成・連携事業</b></p> <p>(1) 里親ショートステイ事業 (家庭養育推進自治体モデル事業「里親による子育て短期支援事業」/日本財団助成) モデル事業終了の2025年度を見据えながら、本事業の課題整理とその後 の事業展開について検討をすすめる。それに先立ち、里親ショートステイ を活用し、どのような家族をどのように支援していくのか、基本的な指 針をプロジェクトメンバーだけではなく、法人内でも共通認識にしていく。</p> <p>ア 里親ショートステイを活用した家族への支援 (ア)ショートステイコーディネーター体制の充実 (イ)安定的なショートステイの実施 (ウ)ショートステイを通じたファミリーソーシャルワークの手法の確立</p> <p>イ ショートステイ里親のリクルート (ア)ショートステイ制度およびショートステイ里親の普及啓発 「里親って？カフェ」や出前講座などの効果的なリクルート手法を継続する一方 で、ターゲットに応じた適切なリクルート手法を検討しながら、ニーズに応じた多 様なショートステイ里親の確保を図る。 (イ)行政との連携強化 希望者の迅速な里親登録のために児童相談所との良好な連携を維持・強化す る。</p> <p>ウ ショートステイ里親による養育の充実 ショートステイ里親に特化した研修交流会を開催し、ショートステイ里親同士の交</p>	<p>通年</p>	<p>福岡市内</p>	<p>約110人</p>	<p>社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者多数 子育てに支援を必要としている地域住民多数</p>	<p>64,525</p>

	<p>流を通じたピアサポートの仕組みづくりを行うことで養育の充実化を図る。</p> <p>(ア) 児童相談所と協働し、里親登録に必要な、基礎研修、認定前研修を実施</p> <p>(イ) ショートステイ里親に向けた研修プログラムの開発と研修会の開催</p> <p>(ウ) ショートステイ里親の交流会を開催</p> <p>エ データベースの構築と情報の共有化</p> <p>(ア) マッチングやケース記録の電子化および家族情報データベースの整備</p> <p>(イ) 「子どもの村福岡」との家族情報・ケース記録等の情報共有システムの整備</p> <p>(ウ) 福岡市の情報共有システム構築事業との連携</p> <p>オ ショートステイ里親の関係者ネットワークづくり</p> <p>里親ショートステイの実施機関である「NPO 法人キアセット」と協働し、福岡市とともに市内の里親ショートステイの仕組みを充実させる。また、ショートステイ実施機関である「子どもの村福岡」、福岡市内の乳児院、児童養護施設とショートステイの質の向上のための作業部会を開催し、ショートステイ全般の質的充実を図る。</p> <p>カ 事業モデルの普及啓発</p> <p>報告書の作成および、地域の出前講座、学会等での発信、里親ショートステイ全国意見交換会の開催により、他自治体における里親ショートステイの普及促進を図る。また、アドバイザー（早稲田大学社会的養育研究所）による事業効果の評価および事業展開への助言により、効果的な事業展開および全国への波及効果を狙う。</p> <p>(2) ヤングケアラー支援事業(福岡市委託事業)</p> <p>ア 相談事業の充実</p> <p>(ア) 電話相談・個別相談</p> <p>電話相談における必要な助言、支援策の教示及び関係機関の案内等の専門的支援をすすめる。また、ヤングケアラー家族の状況に応じながら、面談やSNS等における個別相談における専門性の強化を図る。</p> <p>(イ) 関係機関との連携強化</p> <p>教育、福祉、医療など様々な関係機関との連携により、当事者への支援につなげるとともに、他 NPO との連携を深め、相談者が利用しやすい情報の提供を行う。</p> <p>(ウ) ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業</p> <p>2023年3月より開始した「ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業」は、当事者家族に直接接点を持つことができ、支援に繋がるメニューである。繊細なコーディネートを要するが、積極的に取り組んでいく。</p> <p>(エ) その他支援メニューの開発</p> <p>ヤングケアラーは地域と密接に関係している課題であることから、地域住民と協働で実施できる啓発イベントの開催等について検討する。</p> <p>(オ) 子ども食堂・子どもの居場所等との連携</p> <p>子ども食堂や子どもの居場所にはヤングケアラーが潜在している可能性が</p>					
--	---	--	--	--	--	--

	<p>あることから、関係者との連携を深め、ヤングケアラー本人からの直接の相談のきっかけ作りや情報提供を行う。</p> <p>イ ヤングケアラーについての広報啓発等推進</p> <p>(ア)当事者向けオンライン・対面サロンの開催 従来、ヤングケアラー当事者および元ヤングケアラーを対象としていたが、20～30代の若者ケアラー、ダブルケアラー等、参加対象を広げたくて当事者向けサロンを開催する。</p> <p>(イ)研修会の開催 ①一般向け研修会(委託事業外) 高い関心や研修の要望があったことから、一般向けの研修を実施する。 ②専門職向け研修会 未実施エリアを中心に、民生委員児童委員などの地域の支援者に加え、医療関係者、福祉関係者などの対象者に合わせた研修を実施する。また、研修開催についての職員のスキルアップを図っていく。</p> <p>(ウ)広報物の作成 小学生用、中高生用の紙媒体の広報資材を制作した。小中学校で配布済みであるが、さらに地域等に配布を行い、周知や相談に繋げていく。また、関係機関職員等向け啓発用動画の作成を行う。</p> <p>(エ)WEBを活用した広報 昨年開設したヤングケアラー相談窓口専用のInstagramを活用し、支援者向けの情報発信だけでなく、ヤングケアラーをはじめとする多くの人に知ってもらうための広報を行う</p> <p>(オ)マスメディアとの連携 昨年は、新聞、福祉関連書籍、地域の広報などに取り上げられたことで、相応の反響があったことから、引き続きマスメディアへの発信機会を増やしていく。</p> <p>(3)ヤングケアラー支援研究事業(全国児童家庭支援センター協議会) 日本財団が全国児童家庭支援センター協議会に対しヤングケアラー支援に関する事例研究を行うため助成し、児童家庭支援センターを運営する地域の1つとして当団体が2024年3月までの事業として採択されており、事業の実施状況をまとめることで今後につなげていく。</p>					
<p>第6条(4) 組織の円滑な運営を確保するための人材を養成する。</p>	<p><b>職員養成</b></p> <p>(1)職員の定着率向上 職員との対話を重視し、就業規則についても、意見を踏まえて改定することにより、職員のモチベーション向上と定着率の改善に努める。この改定により、職員が仕事に対して持つやりがいが高める要素を強化し、働きやすい環境の整備を目指す。具体的には、ワークライフバランスの促進、適正な評価と報酬システムの見直し等を行</p>	<p>通年</p>	<p>福岡市内</p>	<p>約60人</p>	<p>社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者多数 子育てに支援を必要としている地域住</p>	<p>0</p>



	<p>い、職員が長期にわたって安心して働ける体制を構築する。</p> <p>(2)人材確保 子どもの村福岡のファミリーアシスタントおよび子ども家庭支援センター相談支援員の職員確保に注力する。このため、法人の役職員に協力を依頼するとともに、大学や専門学校への働きかけを強化する。また、有料求人広告の掲載も実施する。</p> <p>(3)人材育成 在籍年数の短い職員が増加している現状を踏まえ、組織全体の連携と理解を深めるために、良質なコミュニケーション機会の創出に取り組む。職員同士のコミュニケーションを促進し、組織としての共通の目標と価値観を共有することで、職員間の一体感を強化し、各事業間の理解を促進することを目指す。具体的な実施計画は、新たな役員の協力のもと早期に立案し実施する。</p>				民多数	
6条(5) 国連子どもの権利条約に定められた子どもの権利を擁護し、促進する。	(第6条(3)(6)(7)(8)に記載)	通年	全国	60人	国連子どもの権利条約に定められた子どもの権利擁護を必要としている子どもたち	0
第6条(6) 社会的養護の先進的な施策を実施する国に関する調査研究等を行い、我が国への導入を図るほか、政策提言を行う。	<p><b>提言・啓発活動</b></p> <p>(1)行政機関への提言 ア「子どもの家庭養育推進官民協議会」を通じた政策提言 イ 福岡市からの委託事業を通じた提言活動 ウ 福岡市社会的養育のあり方検討会における提言活動</p> <p>(2)専門分野への啓発活動 学会発表、研修講師派遣等による啓発充実</p> <p>(3)市民への啓発活動 ア「子どもの村福岡」の見学者への啓発 イ 市民向け研修の実施 ウ 街頭キャンペーンへの参加</p>	通年	全国	60人	社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者多数 子育てに支援を必要としている多数	0
第6条(7) 子どもと家族に関する情報を提供し、啓発活動を行う。	<p><b>広報活動</b></p> <p>対面活動、オンラインの活用、及びマスメディアとの連携を通じて、当法人の事業や活動内容を幅広く発信する。また、効果的な広報を実現するため、具体的には対面における広報ツールの制作、ウェブサイトのアクセス解析に基づく改修、各種ソーシャルメディアでの積極的な情報提供とコンテンツの充実に注力する。これらの取り組みを通じて、福岡市内外への情報拡散を図り、社会的関心の喚起と支援者の拡大を</p>	通年	全国	約100人	社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者多数 子育てに支援を必要としている多数	14,790

	<p>目指す。</p> <p>(1) 対面活動の強化</p> <p>ア 対面イベントの実施        一般市民向けの活動説明会、事業報告会、その他イベントを定期的実施することで、地域社会との接点を増やす。また、イベント終了後も参加者との関係を維持するために、メールマガジンへの登録、SNS へのフォローを促進する。</p> <p>イ 見学者対応と卓話の実施        昨年から増加している子どもの村への見学者への対応と、地域コミュニティへの訪問による説明会を積極的に実施する。また、他事業の担当者と連携することで、先方の関心に合わせた内容にする。</p> <p>ウ 広報関連のボランティア体制の構築        昨年から試行している、広報関連のボランティア体制を構築し、イベントの企画、開催時の集客などで協力を仰ぐ。</p> <p>(2) オンラインによる発信の充実</p> <p>ア WEB サイトの充実        WEB サイトを訪れた新規訪問者の離脱率を低減し、最新情報の定期的な更新を通じてリピーター率を向上させることを目指す。リニューアルされた WEB サイトにおける初期の問題点は迅速に修正し、さらに、定期的なアクセス解析を基にした改善作業を行う。加えて、ニュースレターと連動した特集記事を強化することで、訪問者の関心を引きつけ関与を高めていく。</p> <p>イ ソーシャルメディアによる発信の強化        各ソーシャルメディアの特性に合わせたコンテンツを定期的に配信し、幅広い関心層をターゲットにフォロワー数の増加を目指す。</p> <p>(3) 各種広報ツールの制作</p> <p>ア パンフレット及びアニュアルレポートのデザインの刷新        新規支援者を開拓するための重要なツールとして、現在の法人パンフレットとアニュアルレポートのデザインを全面的に見直し、これらを一冊に統合する(完了予定:6月末)。一方、既存の支援者へ配布する2023年アニュアルレポートに関しては、従来のデザインを踏襲しつつ、情報を最新のものに更新してタイムリーに発行し、配布する(配布予定:4月末)。</p> <p>イ ニュースレターの発行        従来通り、年2回(7月および11月)にニュースレターを発行する。今後は、ニュースレターの記事内容とWEBサイト上の特集記事を連携させることで、双方のコンテンツの充実を図る。また、WEBサイト上で展開される特集記事の追加情報をニュースレターで取り上げることで、関心層の拡大および支援者の増加につなげる。</p> <p>ウ その他、広報ツールのリニューアル        街頭活動や対面イベントへの参加者に配布するリーフレットや募金箱の隣に設置されている紙媒体については、適宜リニューアルを実施する。リニューアルの</p>					
--	--	--	--	--	--	--

際は、ターゲット層に関心を引く内容やデザインに焦点を当てることを目指す。

(4)メディアとの協働による発信力の強化

発信力を高めるため、マスメディアとの協働関係を強化する。新聞、ラジオ、テレビ、オンラインメディアなど、様々なプラットフォームを通じて、組織の活動や取り組みをより広範囲に伝えることを目指す

(5)広告の実施

ア 新聞広告の掲出:年に1~2回の頻度で、最大3つの新聞に広告を掲載(有料)

イ WEB広告:Googleの非営利団体向け広告の継続実施(無料)

ウ SNSの広告による発信(有料)

エ 福岡市市営地下鉄の広告代理店からの提案に基づき、企業広告と連携した無料の広告を2024年5月から1年間実施する予定

オ 企業団体の発信媒体の活用

**資金開発**

寄付収入の安定化を企図し、従来通り「マンスリー個人会員」の募集を活動の中心に据える。昨年より対面のイベントが増加しており、その実施体制を支えるために、人員の補充及び、法人の役職員全員に協力を求め活動の強化をはかる。また期中の状況の変化に柔軟に対応すべく、予算の用途については計上の範囲内で柔軟に対応する。

(1)マンスリー会員の募集活動

対面やオンラインの様々な機会を捉えて法人の広報機会とし、法人の役職員、既存の支援者(個人、法人)、ボランティア等の協力マンスリー会員の加入促進に繋げる。また、ボランティアの協力を得ることで、引き続き職員が関わらない形式での広報を試行する。

(2)オンラインによるファンドレイジング

ソーシャルメディアの活用、オンラインイベントの実施等により、ファンドレイジング専用ページへのアクセス件数を増加させ、全国エリアからのマンスリー会員獲得に繋げる。

(3)支援企業・団体

企業向けの提案ツールを整理し、既存の支援企業への訪問活動を実施することで、社員への告知、寄付付き商品の開発、企業のオウンドメディアの活用などによる、様々な支援の方法を依頼する。

(4)各種チャリティイベントの開催

文化、芸術、スポーツなどの各種イベント主催者との協力によりチャリティイベントの開催を企画する。

(5)広告

ターゲット設定など戦略的な広告出稿計画に基づき、新聞やインターネットで広告を継続的に実施する。また、効果測定を随時実施して広告計画に活用する。

(6)多様な手法の実施

	<p>他団体で実施されている様々なファンドレイジングの手法を研究し、当法人での導入を検討する。</p> <p>(7) 既支援者とのコミュニケーション 専任の担当者により、支援継続率向上のため支援実感の伴うきめ細かいコミュニケーションを実施する。</p>					
<p>第6条(8) 子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関等と連携する。</p>	<p><b>子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関との連携</b></p> <p>(1) 他団体との連携</p> <p>ア 子ども NPO センター福岡 「子どもにやさしいまちづくりネットワーク」に参加し、子どもにやさしいまちづくりのための関係機関との連携を強化し、市民フォーラムなどでの発信を行っていく。</p> <p>イ 子どもアドボカシーセンター福岡 社会的養護の子どもたちの、意見表明権を保障するために、「子どもアドボカシーシステム研究会」や、権利ノート普及のための諸団体との連携協力をしていく。</p> <p>ウ 子どもとあそびプロジェクト 「子どもの村福岡」の里子への健全育成に資するため、NPO法人子どもと遊びプロジェクトと連携し、同団体の「遊びプログラム」を実施する。</p> <p>エ International Foster Care Alliance (IFCA; イフカ) IFCAの諸活動と連携することにより、児童福祉活動が社会的養護経験のあるユースの声を重視したものとなるよう努める。</p> <p>(2) その他連携 子ども虐待防止および家庭養育推進における既存ネットワークとの連携を継続し、関係機関との関係を強化していく。</p> <p>ア 福岡市里親養育支援共働事業（「新しい絆」プロジェクト） （ア）「新しい絆」フォーラムの開催 （イ）ファミリーシップふくおか(実行委員会) （ウ）福岡市里親委託等推進委員会</p> <p>イ 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会 （ア）子ども虐待防止市民フォーラム （イ）虐待防止月間街頭キャンペーン （ウ）子ども虐待対応研修開催</p> <p>ウ 福岡市要保護児童支援地域協議会 福岡市、中央区、西区</p>	通年	福岡	約100人	社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者、子育てに支援を必要としている多数	0
<p>第6条(9) SOS子どもの村インターナショナル本部又は加盟国に対する支援を行う。</p>	<p><b>国際連携</b> オンラインを主として、SOS インターナショナルアジアオフィスとの情報交換を適宜実する。</p>	通年	峇厘	19人	国連子どもの権利条約に定められた子どもの権利擁護を必要としている子ども	4,000

					たち	
<p>第6条(10)          その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。</p>	<p><b>組織運営</b>          (1)正会員の確保          幅広い支援者や、「子どもの村福岡」の見学者などにも加入を呼びかけるなどして引き続き新規正会員の獲得に努力したい。          (2)各種会議の開催          「子どもサポート部会」、「広報部会」及び「事業統括部」や、「執行会議」の実施を通じ、各種事業の進捗管理や事業戦略をより実務に即した形で協議する。</p>	<p>通年</p>	<p>福岡</p>	<p>60人</p>	<p>国連子どもの権利条約に定められた子どもの権利擁護を必要としている子どもたち</p>	<p>0</p>



## 2025年（第20年度）事業計画書(案)

2025年1月1日から 2025年12月31日まで

特定非営利活動法人SOS子どもの村JAPAN

### 1 事業実施の方針

2022（令和4）年度の全国220か所の児童相談所での虐待相談対応件数は、219,170件（2023年9月速報値、厚生労働省）に達し、1990（平成2）年の統計開始以来、最多を記録した。少子高齢化、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域社会との関係の希薄化などが背景にあり、養育に困難を抱える孤立した家庭が増えていることがうかがえる。子どもや家族を取り巻く環境は厳しさを増していることから、2023（令和5）年から設置された「こども家庭庁」や「こども基本法」の施行による支援体制の強化が期待される。

一方で、虐待防止や在宅支援の切り札として注目されている「子どもの村福岡」や地域の里親による「子どもショートステイ」の取り組みは着実に成果を上げており、全国各地から行政視察等が増加していることから関心の高さがうかがえる。しかしながら、利用希望者が多く、相当数の受入れができない状況が続いているため、受入れ体制の拡充に向けた取組が重要な課題である。また、「ヤングケアラー相談支援窓口」については開設以来2年が経過し、関係機関等との連携や広報ならびに研修活動が奏功し、徐々に相談件数が増加しつつある。

以上の状況を踏まえ、「SOS子どもの村JAPAN」では、職員の育成による組織強化、資金開発、広報活動の堅実な進行を図りつつ、以下の基本方針に従って事業に取り組む。

- 1 「子どもの村福岡」では、「家庭養育と支援のモデル」として、子どもの声を傾聴することを第一に、子どもの最善の利益を目指したチーム養育の実践に努める。
- 2 「福岡市子ども家庭支援センターSOS子どもの村」では、地域で困難を抱える子どもと家族のための家族強化プログラムとして、相談事業の質の向上と支援プログラムの充実を目指す。
- 3 利用ニーズが高まる「子どもショートステイ」事業については、「子どもの村福岡」の職員確保や、里親のリクルート等を通じて受入れ体制の充実を図り、虐待防止と家族の分離予防のための実効性のある制度となることを目指す。
- 4 開設から3年目を迎える「ヤングケアラー支援事業」については、関係諸機関との連携をより緊密にし、当事者からの相談や生の声に接する機会を増やす。
- 5 見学者や対面イベントを活用し、全役職員が広報活動を実施する。また、オンラインメディアとソーシャルメディアを用いて広範囲にわたる情報発信を行い、法人の認知度と信頼性を向上させる。
- 6 職員同士の内部コミュニケーション活性化を図るとともに、役職員に「SOS子どもの村JAPAN」の理念を浸透させ、組織力と機動力を強化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及人数	事業費の金額(千円)
<p>第6条(1) 子どもの村の設立及び運営を通して、親の養育を受けられない子どもたちにSOS子どもの村の家庭的な環境のもとに専門的なケアを行う。</p>	<p><b>「子どもの村福岡」の事業</b> (1)親の養育を受けられない子どもたちの養育 ア 育親家庭の状況 2024年4月からは地域の中学校に1名が新1年生として入学する。小学校では、新1年生の入学1名を含め、9名が小学校に通学する。幼稚園児1名を加えて総計11名が村での生活を営んでいる。新入学や新しい学年で、良いスタートを迎えることができるように教育関係者との連携を図っていく。なお、新規の子どもの受入は予定していない。 イ チーム養育の実践 3家庭、11名の子どもたちについて、各育親家庭における養育の安定化のために、従来通り2週間に1回の担当ファミリーアシスタントやファミリーソーシャルワーカーによるファミリー・チーム・ミーティング(FTM)を実施する。また、育親、心理士、ソーシャルワーカーでの自立支援会議を年間2回開催し、一人ひとりの養育を振り返り、具体的な養育方針を共有する。 ウ ファミリーアシスタントのリクルート ファミリーアシスタントは、村での養育支援、ショートステイ受け入れのために重要な役割を担っているが、前年度はファミリーアシスタントの退職が5名あり、新規雇用が急務である。採用にあたっては、面談の他、応募者に実際の業務を体験してもらい適性評価を実施している。 エ ファミリーアシスタント・センタースタッフの人材養成 「子どもの村福岡」職員等の研修受講経費助成制度を活用し、各職員が主体的に子どもの養育及び養育支援に関する知識や技術を学ぶ。 具体的な事例を通じて、子どもの養育に関するスキルの向上を図る。 オ Child Protection Policy(子ども保護規定)遵守 Child Protection Policy(以下 CPP) に抵触するような事案の未然防止とともに、CPPの恐れがある事案発生時に、チームとしてオープンな対話ができる組織風土を作ることが重要である。また、透明性を確保しつつ担当理事と連携して、早期の子どものリスク解消と、当事者へのフォロー・支援を行っていく。 カ 子どもの声を傾聴する養育 育親家庭の多くの子どもが学童期に入るとともに、思春期による発達特性も次第に明確になってきており、チーム養育の重要性が増している。子どもの声を傾聴し、チームで丁寧に対応することで子どもの権利に十分配慮した養育を実施す</p>	<p>通年</p>	<p>子どもの村福岡</p>	<p>のべ100人</p>	<p>親の養育を受けられない子どもたち及び子育てに支援を必要としている地域住民多数</p>	<p>86,457</p>



る。

(2) 地域で困難を抱える子どもと家族への支援

ア 一時保護・ショートステイの受入れ

保護者の疾病や育児疲れなどを事由とした子どもショートステイや一時保護については、利用ニーズが高く、村の受け入れ態勢が追い付いていない状況である。ファミリーアシスタントの十分な確保を行い ショートステイ用の 2 棟を効果的に運用することで利用者を積極的に受入れていく。

イ 家族のアセスメントと支援

ショートステイの利用者家族に対するアセスメントを丁寧を実施する。また、受入担当者によるアセスメントスキルを向上させるために必要な内部研修を実施する。

ウ 行政(市・区)との連携

児童相談所や各区役所担当者に対し、ショートステイ時の村での子どもの様子や保護者の状況等の情報提供を行うなど、村と行政とが連携して、きめ細かな家庭支援を行う。

(3) 育親家庭養育支援の充実

ア チーム養育の実践 (再掲)

3 家庭、11 名の子どもたちについて、各育親家庭における養育の安定化のために、2 週間に 1 回の担当ファミリーアシスタントやファミリーソーシャルワーカーによるファミリー・チーム・ミーティング(FTM)を実施する。また、育親、心理士、ソーシャルワーカーでの自立支援会議を年間2回開催し、一人ひとりの養育を振り返り、具体的な養育方針を共有する。

イ 子どもサポート部会の専門家との連携

毎月開催される「子どもサポート部会」においては、各育親家庭の詳細な状況や子どもの問題行動やそれに対する対応などについて報告を行い、部会メンバーの専門家からの適切な助言をもらうことで、子どもの養育や家庭支援の充実を図る。

ウ 児童相談所との連携強化

子どもの実家族の状況等について児童相談所と密に情報共有するとともに、子どもの状況に応じ適切な医療的・教育的措置を要請していく。

特に、ライフストーリー・ワーク(子ども自身の生き立ちや家族との関係を整理し、前向きに生きていけるよう支援する取り組み)は、育親や子どもの状況を踏まえて慎重に進める必要があり、ファミリーソーシャルワーカーが窓口となって児童相談所との連携を強化していく。

エ 「地域の子」として、地域とともに育てる

育親 3 人を中心に、法人職員も地域行事の参加や地域清掃などを通して、今津

	<p>地域の方々と活動を共にしてきている。今後も町内会や校区の活動を継続することで、子どもの村への地域からの信頼を深める。また、村の施設を使っての地域行事や、地域の皆さんに参加してもらえるイベントについても、企画していきたい。</p> <p>子どもの村・今津連絡協議会を年に2回(2月・8月)開催する。地域を引っ張っている方々に、子どもの村への理解を深めてもらうことで、引き続き協力関係を維持していきたい。</p> <p>オ 実家族との再統合・社会的養護を離れる準備期間(リービングケア)・アフターケア  実家族との再統合については、家庭状況の好転がみられず相当の困難を伴う場合が多いものの、現在、再統合の協議が進んでいる事例がある。児童相談所と連携し、子どもの最善の利益を第一に考えながら、慎重に再統合を進めていく。再統合後も、区の子育て支援課と連携し、子どもの村のショートステイ等の利用を促すなどで支援を継続していく。</p> <p>(4)村の運営の充実・強化</p> <p>ア 村長を中心としたチームビルディング  村の運営においては、育親、ファミリーアシスタント、センタースタッフ、そして子どもたちを束ねる村長の役割は大きく、村内の日常的なコミュニケーションの活性化が極めて重要である。より強固な組織となるため①課題を「見える化」して、②しっかりと対話して、③未来像を語り、共有する。これらのことから各スタッフ間の信頼関係を強め、改善意欲とスモールステップでの達成感を積み上げていく。</p> <p>イ 子どもの村についての普及啓発・見学者への対応  当法人の事業に関する関心の高さとコロナ禍の縮小により、2023 年後半から民生・児童委員、他自体による行政視察、議員等見学者が増加した。子どもの村が、里親支援モデルとして、また、一時保護・ショートステイの小規模モデルとして認識されることで、社会的養護への関心を高め、子どもたちへの支援・活動のきっかけとしてもらうため、今後も積極的に見学者を受け入れていく。</p> <p>ウ ボランティアとの連携  清掃や草刈りなどを定期的に行ってくれるボランティア、およびその他の個人・企業によるボランティアについては、その気持ちに沿いながら、可能な範囲で積極的な受入れを行っていく。</p> <p>エ 村の環境保全  設備については定期的な保守点検・修繕を行い、耐用年数を想定しての新規取替を含めた施設・設備のアセットマネジメントを計画的に行う。</p>					
<p>第6条(2)  地域で支援を必要とする子ども</p>	<p><b>児童家庭支援センター「SOS子どもの村」の事業</b>  地域の子どもと家族や里親家庭に信頼される、身近な支援機関を目指し、法人内の各事業との連携を図りながら、包括的な子どもと家族への支援を実施する。また、</p>	<p>通年</p>	<p>福岡市内</p>	<p>約110人</p>	<p>子育てに支援を必要としている地域住民多数</p>	<p>26,093</p>

<p>もと家族に専門的なケア及び支援を行う。</p>	<p>2024年4月から各区に設置される「こども家庭センター」や児童相談所とのより一層の連携強化を図っていく。また、2024年4月から新たに始まる「地域子育て相談機関」の受託や、各区に設置される「子ども家庭センター」や児童相談所とのより一層の連携によって、在宅支援プログラムの強化を図っていく。</p> <p>(1) 平日夜間、土日祝日相談事業の充実</p> <p>子ども家庭支援センター内外の研修・指導環境を充実させ、相談技術の質の向上を図るとともに、子どもと家族へのアセスメントおよび、困難を抱えた子どもと家族のニーズに応じた多様な支援プログラムの充実を図る。</p> <p>ア 研修・指導体制の充実</p> <p>毎週1回のケアミーティング、各種ケース検討会議への参加を通じて経験を積むほか、昨年実施できなかったセルフチェックリストを活用した個別の目標設定を行うことで相談支援員の技術向上を図る。</p> <p>イ 各事業との連携支援の強化</p> <p>ヤングケアラー支援、里親ショートステイ、子どもの村のショートステイの各事業間で情報共有を徹底し、連携して行える事例の検討や、新たな親子支援メニューの協働検討等を行い事業間連携による支援の充実を図る。</p> <p>ウ 親と子のグループプログラムの開催</p> <p>同じ悩みを持つ複数の親子が一堂に会するグループプログラムの開催について検討する。</p> <p>(2) 里親支援事業</p> <p>家庭養育を担う里親家庭への支援の充実を図るとともに、「地域支援を担う里親」を育成し、支えていく手法を確立していく。</p> <p>ア 里親家庭への相談支援の充実</p> <p>当センターが、既存里親への支援機関として周知されるために、フォスタリングチェンジ・プログラムへの参加者やショートステイ里親との良好なパートナーシップを構築・維持する。</p> <p>イ フォスタリングチェンジ・プログラム(以下、FCP)</p> <p>以下のプログラム実施を通して里親養育を支えるとともに、プログラム終了後の関係維持を図り、プログラムで得られたスキルが日常で活かしていけるよう相談事業や里親専門研修会への参加に繋げながら継続的に支援していく。</p> <p>(ア) FCP および、アフターセッションの実施</p> <p>(イ) ファシリテーター・フォローアップミーティングおよび、ファシリテーター養成講座への参加</p> <p>ウ 里親・ファミリーホーム専門研修会の実施</p> <p>長期養育の里親、ショートステイ里親、各々に適した研修プログラムの開発を検討していく。「実践家に聴く!」「わたし研究」の両シリーズを充実させるとともに、長期養育里親とショートステイ里親の共通テーマや個別テーマについて整理を</p>					
----------------------------	--	--	--	--	--	--

	<p>すすめていく。</p> <p>エ その他の支援(リービングケア、アフターケア、ユースプログラム等) 他団体「IFCA」や「ゆぷろ」の活動と連携しながら、社会的養護を離れた子ども・若者への支援や、家庭復帰した子どもとその家族への支援について検討をすすめていく。</p> <p>(3) 里親ショートステイ事業(里親による子育て短期支援事業) 今後の事業展開について福岡市と協議しながら検討していく。 3 助成・連携事業にて詳述</p> <p>(4) 子ども家庭支援の人材養成 法人内における専門職人材の研修システム構築を図る。 ア セルフチェックシステムの構築 イ ダイアログ研修の開催 ウ 視察研修の実施 エ 研修会および対外活動でのプレゼンスキルの向上</p>					
<p>6条(3) 子どもと家族支援のプログラム開発を行う。</p>	<p><b>助成・連携事業</b></p> <p>(1) 里親ショートステイ事業 (家庭養育推進自治体モデル事業「里親による子育て短期支援事業」/日本財団助成) モデル事業終了の2025年度を見据えながら、本事業の課題整理とその後 の事業展開について検討をすすめる。それに先立ち、里親ショートステイ を活用し、どのような家族をどのように支援していくのか、基本的な指 針をプロジェクトメンバーだけではなく、法人内でも共通認識にしていく。</p> <p>ア 里親ショートステイを活用した家族への支援 (ア) ショートステイコーディネーター体制の充実 (イ) 安定的なショートステイの実施 (ウ) ショートステイを通じたファミリーソーシャルワークの手法の確立</p> <p>イ ショートステイ里親のリクルート (ア) ショートステイ制度およびショートステイ里親の普及啓発 「里親って？カフェ」や出前講座などの効果的なリクルート手法を継続する一方 で、ターゲットに応じた適切なリクルート手法を検討しながら、ニーズに応じた多 様なショートステイ里親の確保を図る。 (イ) 行政との連携強化 希望者の迅速な里親登録のために児童相談所との良好な連携を維持・強化す る。</p> <p>ウ ショートステイ里親による養育の充実 ショートステイ里親に特化した研修交流会を開催し、ショートステイ里親同士の交</p>	<p>通年</p>	<p>福岡市内</p>	<p>約110人</p>	<p>社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者多数 子育てに支援を必要としている地域住民多数</p>	<p>64,525</p>

	<p>流を通じたピアサポートの仕組みづくりを行うことで養育の充実化を図る。</p> <p>(ア) 児童相談所と協働し、里親登録に必要な、基礎研修、認定前研修を実施</p> <p>(イ) ショートステイ里親に向けた研修プログラムの開発と研修会の開催</p> <p>(ウ) ショートステイ里親の交流会を開催</p> <p>エ データベースの構築と情報の共有化</p> <p>(ア) マッチングやケース記録の電子化および家族情報データベースの整備</p> <p>(イ) 「子どもの村福岡」との家族情報・ケース記録等の情報共有システムの整備</p> <p>(ウ) 福岡市の情報共有システム構築事業との連携</p> <p>オ ショートステイ里親の関係者ネットワークづくり</p> <p>里親ショートステイの実施機関である「NPO 法人キアセット」と協働し、福岡市とともに市内の里親ショートステイの仕組みを充実させる。また、ショートステイ実施機関である「子どもの村福岡」、福岡市内の乳児院、児童養護施設とショートステイの質の向上のための作業部会を開催し、ショートステイ全般の質的充実を図る。</p> <p>カ 事業モデルの普及啓発</p> <p>報告書の作成および、地域の出前講座、学会等での発信、里親ショートステイ全国意見交換会の開催により、他自治体における里親ショートステイの普及促進を図る。また、アドバイザー（早稲田大学社会的養育研究所）による事業効果の評価および事業展開への助言により、効果的な事業展開および全国への波及効果を狙う。</p> <p>(2) ヤングケアラー支援事業(福岡市委託事業)</p> <p>ア 相談事業の充実</p> <p>(ア) 電話相談・個別相談</p> <p>電話相談における必要な助言、支援策の教示及び関係機関の案内等の専門的支援をすすめる。また、ヤングケアラー家族の状況に応じながら、面談や SNS 等における個別相談における専門性の強化を図る。</p> <p>(イ) 関係機関との連携強化</p> <p>教育、福祉、医療など様々な関係機関との連携により、当事者への支援につなげるとともに、他 NPO との連携を深め、相談者が利用しやすい情報の提供を行う。</p> <p>(ウ) ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業</p> <p>2023 年 3 月より開始した「ヤングケアラー支援ヘルパー派遣事業」は、当事者家族に直接接点を持つことができ、支援に繋がるメニューである。繊細なコーディネートを要するが、積極的に取り組んでいく。</p> <p>(エ) その他支援メニューの開発</p> <p>ヤングケアラーは地域と密接に関係している課題であることから、地域住民と協働で実施できる啓発イベントの開催等について検討する。</p> <p>(オ) 子ども食堂・子どもの居場所等との連携</p> <p>子ども食堂や子どもの居場所にはヤングケアラーが潜在している可能性が</p>				
--	--	--	--	--	--

	<p>あることから、関係者との連携を深め、ヤングケアラー本人からの直接の相談のきっかけ作りや情報提供を行う。</p> <p>イ ヤングケアラーについての広報啓発等推進</p> <p>(ア) 当事者向けオンライン・対面サロンの開催  従来、ヤングケアラー当事者および元ヤングケアラーを対象としていたが、20～30代の若者ケアラー、ダブルケアラー等、参加対象を広げたくて当事者向けサロンを開催する。</p> <p>(イ) 研修会の開催  ① 一般向け研修会(委託事業外)  高い関心や研修の要望があったことから、一般向けの研修を実施する。  ② 専門職向け研修会  未実施エリアを中心に、民生委員児童委員などの地域の支援者に加え、医療関係者、福祉関係者などの対象者に合わせた研修を実施する。また、研修開催についての職員のスキルアップを図っていく。</p> <p>(ウ) 広報物の作成  小学生用、中高生用の紙媒体の広報資材を制作した。小中学校で配布済みであるが、さらに地域等に配布を行い、周知や相談に繋げていく。また、関係機関職員等向け啓発用動画の作成を行う。</p> <p>(エ) WEBを活用した広報  昨年開設したヤングケアラー相談窓口専用のInstagramを活用し、支援者向けの情報発信だけでなく、ヤングケアラーをはじめとする多くの人知ってもらおうための広報を行う</p> <p>(オ) マスメディアとの連携  去年は、新聞、福祉関連書籍、地域の広報などに取り上げられたことで、相応の反響があったことから、引き続きマスメディアへの発信機会を増やしていく。</p> <p>(3) ヤングケアラー支援研究事業(全国児童家庭支援センター協議会)  日本財団が全国児童家庭支援センター協議会に対しヤングケアラー支援に関する事例研究を行うため助成し、児童家庭支援センターを運営する地域の1つとして当団体が2024年3月までの事業として採択されており、事業の実施状況をまとめることで今後につなげていく。</p>					
<p>第6条(4)  組織の円滑な運営を確保するための人材を養成する。</p>	<p><b>職員養成</b></p> <p>(1) 職員の定着率向上  職員との対話を重視し、就業規則についても、意見を踏まえて改定することにより、職員のモチベーション向上と定着率の改善に努める。この改定により、職員が仕事に対して持つやりがい高める要素を強化し、働きやすい環境の整備を目指す。具体的には、ワークライフバランスの促進、適正な評価と報酬システムの見直し等を行う</p>	<p>通年</p>	<p>福岡市内</p>	<p>約60人</p>	<p>社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者多数  子育てに支援を必要としている地域住</p>	<p>0</p>

	<p>い、職員が長期にわたって安心して働ける体制を構築する。</p> <p>(2)人材確保 子どもの村福岡のファミリーアシスタントおよび子ども家庭支援センター相談支援員の職員確保に注力する。このため、法人の役職員に協力を依頼するとともに、大学や専門学校への働きかけを強化する。また、有料求人広告の掲載も実施する。</p> <p>(3)人材育成 在籍年数の短い職員が増加している現状を踏まえ、組織全体の連携と理解を深めるために、良質なコミュニケーション機会の創出に取り組む。職員同士のコミュニケーションを促進し、組織としての共通の目標と価値観を共有することで、職員間の一体感を強化し、各事業間の理解を促進することを目指す。具体的な実施計画は、新たな役員の協力のもと早期に立案し実施する。</p>				民多数	
6条(5) 国連子どもの権利条約に定められた子どもの権利を擁護し、促進する。	(第6条(3)(6)(7)(8)に記載)	通年	全国	60人	国連子どもの権利条約に定められた子どもの権利擁護を必要としている子どもたち	0
第6条(6) 社会的養護の先進的な施策を実施する国に関する調査研究等を行い、我が国への導入を図るほか、政策提言を行う。	<p><b>提言・啓発活動</b></p> <p>(1)行政機関への提言 ア「子どもの家庭養育推進官民協議会」を通じた政策提言 イ 福岡市からの委託事業を通じた提言活動 ウ 福岡市社会的養育のあり方検討会における提言活動</p> <p>(2)専門分野への啓発活動 学会発表、研修講師派遣等による啓発充実</p> <p>(3)市民への啓発活動 ア「子どもの村福岡」の見学者への啓発 イ 市民向け研修の実施 ウ 街頭キャンペーンへの参加</p>	通年	全国	60人	社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者多数 子育てに支援を必要としている多数	0
第6条(7) 子どもと家族に関する情報を提供し、啓発活動を行う。	<p><b>広報活動</b></p> <p>対面活動、オンラインの活用、及びマスメディアとの連携を通じて、当法人の事業や活動内容を幅広く発信する。また、効果的な広報を実現するため、具体的には対面における広報ツールの制作、ウェブサイトのアクセス解析に基づく改修、各種ソーシャルメディアでの積極的な情報提供とコンテンツの充実に注力する。これらの取り組みを通じて、福岡市内外への情報拡散を図り、社会的関心の喚起と支援者の拡大を</p>	通年	全国	約100人	社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者多数 子育てに支援を必要としている多数	14,790

	<p>目指す。</p> <p>(1) 対面活動の強化</p> <p>ア 対面イベントの実施  一般市民向けの活動説明会、事業報告会、その他イベントを定期的を実施することで、地域社会との接点を増やす。また、イベント終了後も参加者との関係を維持するために、メールマガジンへの登録、SNS へのフォローを促進する。</p> <p>イ 見学者対応と卓話の実施  昨年から増加している子どもの村への見学者への対応と、地域コミュニティへの訪問による説明会を積極的に実施する。また、他事業の担当者と連携することで、先方の関心に合わせた内容にする。</p> <p>ウ 広報関連のボランティア体制の構築  昨年から試行している、広報関連のボランティア体制を構築し、イベントの企画、開催時の集客などで協力を仰ぐ。</p> <p>(2) オンラインによる発信の充実</p> <p>ア WEB サイトの充実  WEB サイトを訪れた新規訪問者の離脱率を低減し、最新情報の定期的な更新を通じてリピーター率を向上させることを目指す。リニューアルされた WEB サイトにおける初期の問題点は迅速に修正し、さらに、定期的なアクセス解析を基にした改善作業を行う。加えて、ニュースレターと連動した特集記事を強化することで、訪問者の関心を引きつけ関与を高めていく。</p> <p>イ ソーシャルメディアによる発信の強化  各ソーシャルメディアの特性に合わせたコンテンツを定期的に配信し、幅広い関心層をターゲットにフォロワー数の増加を目指す。</p> <p>(3) 各種広報ツールの制作</p> <p>ア パンフレット及びアニュアルレポートのデザインの刷新  新規支援者を開拓するための重要なツールとして、現在の法人パンフレットとアニュアルレポートのデザインを全面的に見直し、これらを一冊に統合する(完了予定:6月末)。一方、既存の支援者へ配布する 2023 年アニュアルレポートに関しては、従来のデザインを踏襲しつつ、情報を最新のものに更新してタイムリーに発行し、配布する(配布予定:4月末)。</p> <p>イ ニュースレターの発行  従来通り、年 2 回(7 月および 11 月)にニュースレターを発行する。今後は、ニュースレターの記事内容と WEB サイト上の特集記事を連携させることで、双方のコンテンツの充実を図る。また、WEB サイト上で展開される特集記事の追加情報をニュースレターで取り上げることで、関心層の拡大および支援者の増加につなげる。</p> <p>ウ その他、広報ツールのリニューアル  街頭活動や対面イベントへの参加者に配布するリーフレットや募金箱の隣に設置されている紙媒体については、適宜リニューアルを実施する。リニューアルの</p>					
--	---	--	--	--	--	--



- 際は、ターゲット層に関心を引く内容やデザインに焦点を当てることを目指す。
- (4)メディアとの協働による発信力の強化  
 発信力を高めるため、マスメディアとの協働関係を強化する。新聞、ラジオ、テレビ、オンラインメディアなど、様々なプラットフォームを通じて、組織の活動や取り組みをより広範囲に伝えることを目指す
- (5)広告の実施  
 ア 新聞広告の掲出:年に1~2回の頻度で、最大3つの新聞に広告を掲載(有料)  
 イ WEB広告:Googleの非営利団体向け広告の継続実施(無料)  
 ウ SNSの広告による発信(有料)  
 エ 福岡市市営地下鉄の広告代理店からの提案に基づき、企業広告と連携した無料の広告を2024年5月から1年間実施する予定  
 オ 企業団体の発信媒体の活用

**資金開発**

寄付収入の安定化を企図し、従来通り「マンスリー個人会員」の募集を活動の中心に据える。昨年より対面のイベントが増加しており、その実施体制を支えるために、人員の補充及び、法人の役職員全員に協力を求め活動の強化をはかる。また期中の状況の変化に柔軟に対応すべく、予算の使途については計上の範囲内で柔軟に対応する。

- (1)マンスリー会員の募集活動  
 対面やオンラインの様々な機会を捉えて法人の広報機会とし、法人の役職員、既存の支援者(個人、法人)、ボランティア等の協力マンスリー会員の加入促進に繋げる。また、ボランティアの協力を得ることで、引き続き職員が関わらない形式での広報を試行する。
- (2)オンラインによるファンドレイジング  
 ソーシャルメディアの活用、オンラインイベントの実施等により、ファンドレイジング専用ページへのアクセス件数を増加させ、全国エリアからのマンスリー会員獲得に繋げる。
- (3)支援企業・団体  
 企業向けの提案ツールを整理し、既存の支援企業への訪問活動を実施することで、社員への告知、寄付付き商品の開発、企業のオウンドメディアの活用などによる、様々な支援の方法を依頼する。
- (4)各種チャリティイベントの開催  
 文化、芸術、スポーツなどの各種イベント主催者との協力によりチャリティイベントの開催を企画する。
- (5)広告  
 ターゲット設定など戦略的な広告出稿計画に基づき、新聞やインターネットで広告を継続的に実施する。また、効果測定を随時実施して広告計画に活用する。
- (6)多様な手法の実施

	<p>他団体で実施されている様々なファンドレイジングの手法を研究し、当法人での導入を検討する。</p> <p>(7)既支援者とのコミュニケーション 専任の担当者により、支援継続率向上のため支援実感の伴うきめ細かいコミュニケーションを実施する。</p>					
<p>第6条(8) 子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関等と連携する。</p>	<p><u>子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関との連携</u></p> <p>(1)他団体との連携</p> <p>ア 子ども NPO センター福岡 「子どもにやさしいまちづくりネットワーク」に参加し、子どもにやさしいまちづくりのための関係機関との連携を強化し、市民フォーラムなどでの発信を行っていく。</p> <p>イ 子どもアドボカシーセンター福岡 社会的養護の子どもたちの、意見表明権を保障するために、「子どもアドボカシーシステム研究会」や、権利ノート普及のための諸団体との連携協力をしていく。</p> <p>ウ 子どもとあそびプロジェクト 「子どもの村福岡」の里子への健全育成に資するため、NPO法人子どもと遊びプロジェクトと連携し、同団体の「遊びプログラム」を実施する。</p> <p>エ International Foster Care Alliance (IFCA;イフカ) IFCAの諸活動と連携することにより、児童福祉活動が社会的養護経験のあるユースの声を重視したものとなるよう努める。</p> <p>(2)その他連携 子ども虐待防止および家庭養育推進における既存ネットワークとの連携を継続し、関係機関との関係を強化していく。</p> <p>ア 福岡市里親養育支援共働事業（「新しい絆」プロジェクト） （ア）「新しい絆」フォーラムの開催 （イ）ファミリーシップふくおか(実行委員会) （ウ）福岡市里親委託等推進委員会</p> <p>イ 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会 （ア）子ども虐待防止市民フォーラム （イ）虐待防止月間街頭キャンペーン （ウ）子ども虐待対応研修開催</p> <p>ウ 福岡市要保護児童支援地域協議会 福岡市、中央区、西区</p>	通年	福岡	約100人	社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者、子育てに支援を必要としている多数	0
<p>第6条(9) SOS子どもの村インターナショナル本部又は加盟国に対する支援を行う。</p>	<p><u>国際連携</u> オンラインを主として、SOS インターナショナルアジアオフィスとの情報交換を適宜実する。</p>	通年	峇厘	19人	国連子どもの権利条約に定められた子どもの権利擁護を必要としている子ども	4,000

					たち	
<p>第6条(10)          その他、この法人の目的を達成するために必要な事業を行う。</p>	<p><b>組織運営</b>          (1)正会員の確保          幅広い支援者や、「子どもの村福岡」の見学者などにも加入を呼びかけるなどして引き続き新規正会員の獲得に努力したい。          (2)各種会議の開催          「子どもサポート部会」、「広報部会」及び「事業統括部」や、「執行会議」の実施を通じ、各種事業の進捗管理や事業戦略をより実務に即した形で協議する。</p>	通年	福岡	60人	<p>国連子どもの権利条約に定められた子どもの権利擁護を必要としている子どもたち</p>	0

